

平成 1 8 年 3 月 3 日

塩谷広域行政組合
管理者 遠 藤 忠 様

塩谷広域行政組合
環境施設整備審議会
会 長 北 島 滋

環境施設用地決定及び塩谷広域圏内のごみ処理システムの構築に
あたっての留意すべき事項について

平成 1 8 年 2 月 5 日及び 1 1 日付けで諮問を受けた「環境施設用地決定にあ
たつての留意事項」並びに「塩谷広域圏内におけるごみ処理システムを検討し
ていく上での留意事項」について、当審議会は、慎重に調査審議した結果、別
紙のとおり答申します。

答 申

平成18年2月5日、塩谷広域行政組合管理者遠藤忠氏より、塩谷広域行政組合環境施設整備審議会に諮問された事項に答申します。

(1) 建設用地決定にあたっての留意事項

- 1) 用地選定にあたって、管理者は環境施設用地検討委員会の報告書を尊重し、用地選定過程において情報を住民に逐次開示し、住民との対話を進めて、住民の意見を選定過程に可能な限り反映させることに留意する。
- 2) 選定にあたって、地区の住民及び周辺住民に対して、管理者は当該地区の環境施設及び当該施設に付帯する施設、塩谷広域住民が使用する各種施設に関する将来計画を可能な限り示すことに留意する。
- 3) 用地選定にあたって、管理者は環境施設用地検討委員会、ごみ処理検討委員会、環境施設整備審議会の審議結果を十分尊重する。

(2) その他留意すべき事項

- 1) 循環型社会形成の観点から、管理者は塩谷広域行政組合圏域での最終処分場建設についても十分留意する。
- 2) 管理者は住民との共同による環境施設監視システムの構築について留意する。特に、管理者は環境施設の非常時の対応について住民に事前に情報開示するとともに、その対策について住民と共同で検討する。
- 3) 管理者は環境施設建設過程、建設後の周辺住民の環境の変化に迅速に対応できる住民・行政共同の環境モニタリングと環境を保全するためのシステムの構築に留意する。